



◆性フェロモン剤取り扱いについて《重要》

毎年、部会を通じて取りまとめ、配布を実施していた、コンフューザー等は、令和6年分より、下記の取り扱いとなります。

1. 注文方法:部会取りまとめを終了し、年間予約(令和6年施肥・防除手引き 肥料・農薬の果実袋の予約注文書 果樹編)で注文下さい。
2. 注文時期:年間予約取りまとめ期間
3. 配布方法・時期:その他農薬と一緒に配布。2～3月の配布。
4. 留意事項:配布後、設置までの期間は、冷暗な場所で保管下さい。
設置時期、方法は、時期になりましたら、部会を通じて資料配布致します。

◆農作物の残さは、適正に処理しましょう

長野県農政部農業技術課環境農業係よりのお知らせ致します。

農作物の残さ(稲わらや果樹の剪定枝等)は一般廃棄物であり、その処理については排出者である農業者が責任をもって適正に処理しなければなりません。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年12月25日法律第137号)では、廃棄物の焼却を原則禁止しています。

ただし、「周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定める場合」(同法第16条の二第3号)であって、「農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却」(同法施行令第14条第4号)に限り例外としています。

農作物の残さを焼却することで発生する煙や臭い等が、周辺住民の方や観光客の方に不快感を与えている場合がありますので、有効活用できるものは堆肥、土壌改良資材又は敷わらなどに活用するなど、適正に処理して下さい。

農作物の残さの処理については、ご不明な点は各市町村へ確認をお願い致します。

なお、長野市では、果樹のせん定枝等を、まきストーブの燃料(まき)として活用することで、地球温暖化の原因となる、化石燃料に由来する二酸化炭素の排出を減らし、併せて農業残渣の有効活用を図る「果樹選定枝等まきストーブ活用推進事業」を実施しています。※チラシ配布済み。

また、やむを得ず焼却する場合は、最寄りの消防署へ「火災とまぎらわしい煙または火炎を発生おそれのある行為の届出書」を届け出て、適正な対応をして下さい。※届出は、最寄りの消防署又は長野市ホームページより。

◆初冬期の除草剤散布について

来春の雑草発生を遅らせる事により、除草の省力化をすると共に、凍霜害や野そ害の低減に役立つ。

1. 散布時期:12月上旬まで(収穫後)
2. 使用薬剤:10a当り散布量

対象雑草	使用薬剤	倍率の目安	水100ℓ 当り調合量	10a当り 散布量
越冬性雑草	草枯らしMIC 又は コンパカレール液剤	100倍	1,000ml	50～ 100ℓ

3. 留意事項

- ①上記の除草剤は、どちらもラウンドアップ系除草剤となっているので、年間使用回数は3回まで。
- ②ラウンドアップ系除草剤でのヒコバエ飛散による薬害(翌春に柳っ葉の発生)が散見されている。
使用する場合は、ヒコバエ(刈り取った傷口からも吸収する)や根等、作物に絶対に飛散しないよう注意する。
- ③量販店で販売されているラウンドアップ等(グリホサート系)の類似品(非農耕地用)は農耕地には使用できない。農耕地で使用した場合は、無登録農薬を使用した事となるため使用しない。

◆凍害防止対策の徹底について

冬期の気温によっては、凍害並びに胴枯病の発生が予想される。冬期の低温によっては成木でも凍害を受け枯死するものが多いので、防寒対策を徹底する。若木で樹勢が強いものは、特に凍害を受けやすいので、丁寧に防寒を実施する。

【稲ワラによる方法】

稲わらが現状、最も効果が高い。日中の昇温がないから、日較差 $10\sim 12^{\circ}\text{C}$ ですみ温度変化が少ないため効果が高い。

- (1) 防寒の実施は、11月下旬～12月初旬に行う。
 - (2) 特に3～5年生樹は特に被害を受け易いので防寒を徹底するが、それ以降の年代の樹でも樹勢が旺盛な樹は実施する。
 - (3) 主幹部を稲ワラで厚さ5cm以上に巻く。
 - (4) 幹の下部から上部に向けて、穂先を上にして巻き、雨水・融雪水が外に流れ落ちるようにする。
 - (5) 稲ワラは濡れると防寒の効果が低下するので、シルバーポリや反射マルチ等または幅広の粘着テープで上部を10cm位覆う。尚、稲ワラの周りをビニールで覆うと一層日中と夜間の気 温格差が生じ凍害が助長されるので、上部のみを覆う。
 - (6) 地際部は15cm以上、盛土を行う。(接木部の上まで盛り春に取り除く)
 - (7) 春(4月)に稲ワラを取り除いてからは、日焼け防止も兼ねて、白塗材を塗布する。
- 凍害防止のためにはワラの取り除きは遅い方がよい。

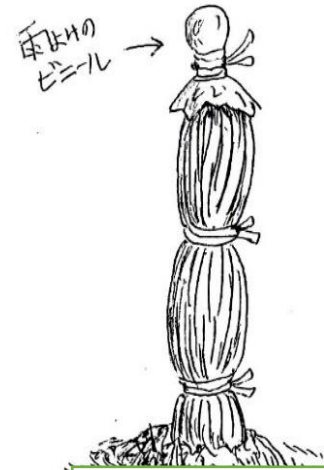


図1 苗木の防寒方法

【白塗剤による方法】

日中の温度は上がりにくい、夜に温度が下がるため注意する。

※ポリ巻きによる方法は、実施しない。日中は保温効果で内部が 30°C 以上になり、夜間は零下 $5\sim 10^{\circ}\text{C}$ の日較差があり、 40°C 近い激変になり湿気もたまってしまう。

【整枝せん定】

- (1) 凍害の発生が多いため、年内は実施しない(特にモモやプルーンといった核果類) 縮伐・大枝抜き・若木は、特に多いので2月下旬～3月中旬に実施する。
- (2) せん定で大きな切り口を作らなければならない場合は、必ず小さな(生きている)枝や芽を残し、長めに切る。傷口が乾く前に塗布剤を必ず塗る。なお、小さい枝や芽の無い「デベソ」切りは、樹液が流れず傷口の癒合が悪いため、枯れ込みしやすい。春・夏に切り直す。

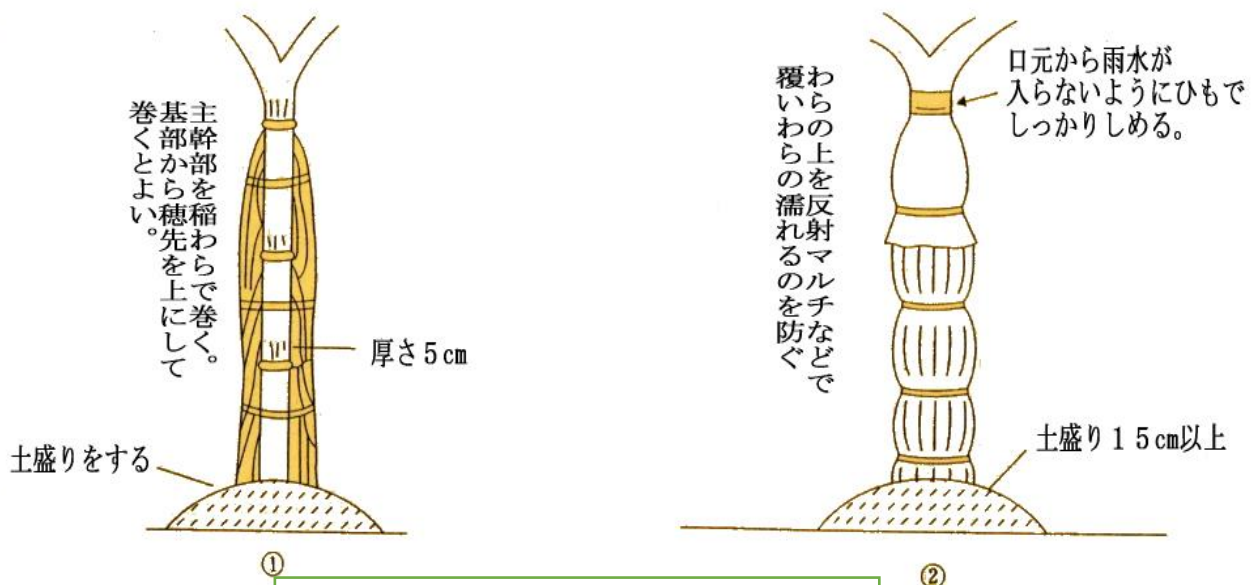


図2 ぶどうの防寒方法 (果樹指導指針)

◆ご注文いただいた、果樹秋苗に関するお問い合わせについて

注文内容の問い合わせ等は、各JAファーム・資材センターへお願い致します。

《注文書提出先別 問い合わせ先》

- 篠ノ井西部流通センター・篠ノ井東部流通センター・川中島共選所：JAファームしののい店
- 信更流通センター：信田支所経済課
- 松代総合センター：JAファーム松代店
- 真島フルーツセンター：更北営農資材センター
- 若穂流通センター：若穂営農資材センター

◆農産物の盗難防止について

大切な農作物を盗難から守るため、「収穫したものは家に持ち帰る」「共選所などの荷受時間を厳守する」「不審者・不審車両を発見したら、直ちに最寄りの警察へ通報する」などの防犯対策の徹底をお願い致します。

また、贈答用の発送後に代金の支払いがされない、いわゆる「取り込み詐欺」と思われる事例が発生しています。取り引きの際に、新規の業者には相手の身分を確認する、前払いでの取り引きとするなど、「取り込み詐欺」に十分注意下さい。

◆令和6年度果樹経営支援対策事業(国庫事業)について

令和6年度事業は、確定しておりませんが、予定で申込受付を致します。

内容は、令和5年度事業を参考にしています。変更がある場合がありますのでご了承下さい。全体内容の詳細は、申込書に記載されています。

1. 内容

1) 事業内容

①この事業は、果樹産地の生産基盤を強化するため、産地計画に位置付けられた担い手等を対象として、優良品目・品種への改植・新植等の取組を支援する事業で、産地に対して支援されるものです。

②補助金内容(主な品目) ※下記内容は、10a当りです)

品目・栽培区分	(下限本数)	改植	新植	未収益期間
りんご(普通栽培)	18	170,000円	150,000円	220,000円
りんご(朝日ロンバス方式)	33	330,000円	320,000円	
りんご(わい化栽培)	62	330,000円	320,000円	
りんご(新しい化栽培)	165	530,000円	520,000円	
りんご(超高密植栽培)	250	730,000円	710,000円	
ぶどう(普通栽培)	12	170,000円	150,000円	
もも(普通栽培)	18	170,000円	150,000円	
その他	品目により	同左	同左	

※注：あんずは、(苗木購入費1/2+未収益期間)となります。

※注：りんご(朝日ロンバス方式)は、専用資材(株エルライン製品)の使用が必要です。

資材仕入にかなりの期間を要しますので(例年は11月注文、翌3月頃納品)事業に間に合わない場合がありますので、ご注意下さい。また、資材費が補助金を上回る場合があります。の資材のみが対象で、仕入れにはかなりの期間が必要になります。

※注：苗木は、基本購入苗(正規の購入方法)のみとなります。

※注：苗木の植付は、申込年度秋又は次年度春が基本です。最終は、次年度秋です。

③補助金

- ・補助金は、基本、栽培品目、栽培区分、対象面積で算出されます。※ただし、杏は異なります。
- ・国予算の都合上、補助金交付は、申込年度の次の年度になります。※変更もあります。

2) 要件 (抜粋)

- ①一か所地続きで2a以上。
- ②農業振興地域内の農用地区域である事。(市街化区域・市街化調整区域は不可。)・確認方法:長野市農林部農業政策課農政担当 TEL:026-224-5037
:eMAFF 農地ナビ <https://map.maff.go.jp/SelectPrefecture>
- ③産地計画に位置付けられる「担い手」であること。
(a 認定農業者又は特定農業法人 b 本人又は後継者が70歳未満 c 経営主がエコファーマー有資格者又は果樹研究会会員で、今後果樹経営を継続する意思のあるもの。abc いずれかに該当)かつ、果樹栽培面積30a以上。※エコファーマーは制度が変更になったため、要件から削除予定です。
- ④植付品種は、長野県果樹振興品種又は地域振興品種になっており、かつグリーン長野果樹産地構造改革協議会で指定されている品種になっている事。※7項に記載。
・改植の場合、同一品種の転換でない事。優良系統は、別途。

2. 申込方法

- 1) まずは、各地区の果樹技術員から申込書を受け取り、ご相談下さい。
- 2) 相談の上、必要事項を記入の上、提出下さい。
- 3) 申込期日：1次 令和5年12月末頃まで
2次 令和6年4月末頃まで

《栽培に関する問合せ》

寺澤 (篠ノ井西部・信田) : 080-1188-5229 / 外谷 (篠ノ井東部) : 080-8048-6602

松橋 (松代) : 090-4816-6297 / 佐藤 (川中島) : 090-7179-9866

根津 (更北) 080-1203-8576 ・ 松澤 (若穂) 080-1191-5166

吉澤 (情報・編集担当・全域) : 090-2543-0365 / 営農販売部 (本所) : 292-0930

○果樹のアドバイザー (流通センター長兼務)

※センター繁忙期になるため、電話をとれない場合がありますが、ご了承下さい。

伊藤 (篠ノ井東部) 080-2239-6816 / 松坂 (篠ノ井西部) 080-1188-4131

《販売に関する問合せ》各流通センター・共選所 / 営農販売部 (本所) : 292-0930

《資材に関する問合せ》各JAファーム・営農資材センター・経済部 / 農業資材課 : 299-3311